

第3章 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については，市民が，その発達段階に応じ，家庭，学校，地域社会，職場その他のさまざまな場を通じて，人権尊重の精神に対する理解を深め，これを体得することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の導入及び市民の自主性の尊重を旨として推進します。

その際，法の下での平等，個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと，それぞれの人権問題の解決といった個別的な視点からのアプローチとがあり，この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから，この両者に十分配慮しながら，その推進に努めます。

1 人権教育の推進

生涯学習の視点に立って，乳幼児期（就学前）からの発達段階をふまえ，学校教育と社会教育との相互連携を図りつつ，地域の実情等に応じた人権教育を推進します。

（１）学校教育

日本国憲法，教育基本法並びに国際人権規約，児童の権利に関する条約等の精神にのっとり，すべての教育活動を通して，乳幼児，児童，生徒の発達段階に応じ，人権尊重の意識を高める教育を推進します。具体的な推進においては，「一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすこと」「一人ひとりの違いを豊かさとしてとらえること」「一人ひとりのつながりを大切にすること」を基本的視点とする取組を進めていきます。

これまで就学前教育においては，人権を尊重しようとする意識や態度の基礎を培う保育・教育が展開され，また，小・中学校においては，人権問題についての基本

的な理解と解決のための主体的な実践力の育成が図られてきました。

しかし、子どもを取り巻く社会状況の変化に伴い、集団遊びや自然体験、社会体験の機会が減少し、そのことが子どもの社会性の欠如や自立の遅れ、さらには問題行動の原因の一つとなっていると考えられます。いじめ、教職員等による体罰、家庭における児童虐待など、子どもの人権を侵害する事象も発生し、子どもたちが自分の存在に自信を持ってなくなっている状況も見られます。また、不登校や高校中途退学者の増加など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題も多く存在しています。

こうした状況から、これまでの同和教育の成果を活かしながら、乳幼児、児童、生徒の発達段階に応じた取組を進め、子どもたちが自ら人権について考え、生活の中から問題を見つけ、それを解決しようとする力を養えるようにすることが一層必要となっています。また、国際化が進む今日、多様な民族、国籍の人々の人権を大切にすることを培うことも必要です。さらに、新たな教育課題に対応するための指導体制を充実していくため、各学校における人権教育推進の核となる教職員の果たす役割が重要なものとなってきています。

ア すべての学校教育活動における人権教育の推進

学校（園・所）におけるすべての教育活動を通して、乳幼児、児童、生徒に人権尊重の意識を育み、高めていく取組を進めます。

そのため、子どもが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取組を積極的に進めます。乳幼児、児童、生徒が自他の人権についての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につながるができるよう、生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れるなど、指導方法の改善・充実に努めます。

イ 学びの習慣化と基礎学力の充実

学習権は人間の生存にとって不可欠なものであり、基本的人権の一つです。基礎学力を充実させることは、その学習権を保障するものであり、「生きる力」の育成に大きく関わるものです。

「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、すべての子どもたちに学ぶ意欲を喚起させ、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

また、個に応じた指導方法等の研究成果や国・県が作成したさまざまな冊子の効果的な活用方法等について、公開授業や研究協議等を通して普及します。

ウ 実践的研究の推進と学習資料の充実

人権教育を進めるために、実践的研究や調査研究を行う研究校等を指定するとともに、その成果が広く活用できるよう努めます。また、各校で地域や児童、生徒の実態に即した取組が進められるよう推進体制や実践的研究等について指導・助言を行うとともに、人権教育指導資料の充実に努めます。

エ 指導体制の充実

人権教育を各校で豊かに展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚をもち、それぞれの力量を活かしながら積極的に取り組むことが必要です。とりわけ、管理職や人権教育推進の核となる教職員の果たす役割は大きなものがあります。これら推進の中心となる教職員の果たす役割を明確にするとともに、資質の向上を図るための研修を行うなど、指導体制の充実に努めていきます。

オ 家庭、学校、地域が一体となった人権教育の推進

人権教育の精神や態度は、幼いころの家庭教育に始まり、保育所、幼稚園、さらには小学校から高等学校にかけての教育、地域社会との関わりの中で養われます。

乳幼児、児童、生徒が、主体的、意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるよう、家庭、学校、地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。特に、総合的な学習の時間やボランティア活動を充実させるためにも、これまで以上に地域の関係団体や、関係機関との連携を密にします。

さらに、家庭や地域社会と連携した子育て支援を展開し、保育所、幼稚園が地域の子育て支援活動や幼児教育のセンターとしての役割が果たせるよう、その機能の充実に努めます。

(2) 社会教育

家庭，学校，地域は，人と人との出会いを通し，より良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに，学んだことを実践する場でもあります。

家庭教育の充実をめざしたこれまでのさまざまな取組により，市民の関心も徐々に高まってきましたが，まだ十分とは言えない状況にあります。特に，児童虐待など子どもの人権を取り巻く状況には厳しいものがあり，生命の尊さを大切にす心や人権を尊重する主体的な力を育てていくことが緊要な課題になっています。そのため，家庭，学校，地域がより相互に連携を図りながら，子育て支援を展開する必要があります。

また，地域の実情をふまえた人権教育を推進するため，地域社会におけるさまざまな機会を活用し，地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら，体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。

これまでの人権に関する学習手法は，講義形式や映画・ビデオなどを使用した教材学習等さまざまに工夫されてきましたが，学習者が受け身のままで，知識の理解にとどまってしまいう傾向にあるなどの課題もみられます。

そのため，ワークショップ形式などの参加体験型学習を積極的に取り入れるとともに，この学習を導入するための指導者の養成や効果的な教材を作成することが必要です。また，隣保館や公民館などの社会教育・福祉施設等を拠点として，行政はもとより社会教育関係団体やNPO等との広範な人権教育推進のネットワーク化を進めることも肝要です。

ア 家庭教育の充実

家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の充実を図ります。そのため，「毎月11日は小松島市の『人権の日』」のさらなる普及活動を展開するなど，家庭教育の重要性について，市民一体となった啓発活動を展開します。

子育て支援については，講座などを開催するとともに，保育所，幼稚園や公民館等が地域社会の子育てを支援する場として，その役割が果たせるよう，機能の充実に努めます。

イ 人権教育を進めるための指導体制の充実

本市の実情をふまえながら，県及び他の市町村，関係機関・団体等と連携して人権教育を効果的に進めることができるよう，国内外の取組に関する情報や各種資料の提供等の支援に努めます。

また，研究機関，団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら，身近な人権侵害に気づき，その解決に向けて学習者・住民とともに歩むことができるリーダーの確保と養成に努めます。

さらに，リーダーを養成するための研修を体系的・計画的に企画・実施することができる指導者を養成するため，専門的な資質を培う研修や講座の充実を図ります。

ウ 主体的な学習機会の提供

生命，健康，人権，国際理解，環境，高齢社会，男女共同参画社会，さらに2003(平成15)年からの「国際識字の10年」を受けて，識字といったテーマについて生涯にわたり多様な学習機会の提供や情報提供を行うとともに，隣保館や公民館等におけるさまざまな学習を促し，市民が主体的に学べるように努めます。特に，地域の生活課題をふまえた学習プログラムの設定や学級・講座等での具体的な人権学習の内容の充実を図り，学習教材を作成するための情報の提供に努めます。

また，市内の学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報，効果的な学習方法，指導者の紹介などについて，インターネット等を利用した情報の提供に努めます。

エ 効果的な教材の開発・整備

国・県や他の市町村をはじめ関係機関・団体等が作成・開発してきた教材のより一層の活用を図るとともに，対象者の年齢や意識等に配慮し，市民に親しみやすいテーマを取り上げたり，分かりやすい表現を用いたりするなど，より一層効果的な教材の開発と整備に努めます。

また，講義や懇談会等の学習方法と同時に，参加者の関心や興味も重視し，対象者，教育・研修のレベルに応じたグループ学習や，ロールプレイ，シミュレーション等の参加体験型学習の導入を進めます。

地域社会・学校と人権意識の高揚に資する文化的な施設等との連携を支援し，その豊富な資料や企業での専門的な研究を活用した新たな資料等の開発に努めます。

さらに、部落史などの研究を通して、地域社会の仕組みや意識のあり方がさまざまな差別を温存してきたということが明らかにされていることから、その研究成果に基づいて教材の開発に努めます。

オ 地域が一体となった人権教育の推進

県や近隣の市町村、民間の社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等の有機的な連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能が充実されるよう努めるとともに、市民の自主的な学習活動の支援に努めます。また、人権教育振興協議会等の教育研究団体、市内で組織されている人権教育に関わる関係機関・団体等の連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援に努めます。

2 人権啓発の推進

(1) 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を他人事ではなく自分の問題として捉え直し、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っって問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身につけることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

人権啓発活動については、同和問題やさまざまな人権問題に関して、講演会やフェスティバル、フォーラムなどのイベントによる啓発、「広報こまつしま」や「松明」、新聞等マスメディアによる啓発、冊子・情報誌やポスターなどによる啓発などを実施してきました。また、地域社会、学校、職場などで多くの人々や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流ともあいまって、人権意識の高揚に一定の成果を見ています。

人権啓発にあたっては、市民の興味や関心を的確に捉え、身近な課題を取り上げるなど、市民が自分の問題として受け止め、実際の行動に結び付くものとなるよう、効果的な手法で行わなければなりません。

今後は、人権意識の日常化や人権侵害を許さない意識の醸成を図ることにより、自信を持って自己表現し、豊かな自己実現を図ることができる社会が実現するよう、これまでの啓発内容を充実しつつ継続的に実施するとともに、マンネリ化を招かないよう、啓発の内容やその手法に工夫を加え、人権啓発活動をより一層効果的に推進することが必要です。

ア 学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っって問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身につけることができるよう、参加体験型学習などの効果的な学習手法や身近な課題等をテーマとした学習内容の充実に努めつつ、市民自らが人権について積極的に学習できる機会の提供に努めます。

また、市民が人権の歴史を学ぶ中で、今日における人権問題について一層の理解を深めることができるよう、市内の歴史的、文化的な施設等を活用した学習機会の提供に努めます。

イ 身近なリーダー・指導者の養成

家庭や地域など身近な日常生活上の人権問題に気づき、その解決に向けた学習者・住民と共に歩むことができる身近なリーダーや指導者の養成及び資質向上に対する支援に努めます。また、リーダーや指導者については、地域や関係機関・団体、企業等、さらに、女性や若年層などから幅広く人材の確保等に努めます。

ウ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用

啓発にあたっては、人権に関する国内外の二ユース、日常生活や地域に根ざした身近な課題、感性に働きかける具体的な事例、講座やイベント等の人権に関する事業の紹介など内容の工夫に努めるとともに、広報誌や冊子の発行、リーフレットの配布、ポスターの作成・掲示、ビデオの活用、人権に関するロゴ・標語やイラストの活用など、効果的な手法で展開していきます。

また、より多くの市民に人権問題に関する情報を提供し、人権尊重の重要性を伝えるため、新聞、ケーブルテレビなどのマスメディアやインターネット、市政情報

コーナーなど多様な広報媒体の活用に努めます。

さらに、より一層効果的な広報・啓発の手法の開発と人権問題に関する調査・研究に努めます。

エ 国，県，団体等との連携による啓発活動の充実

企業や身近な地域において、人権に関する学習に参加できるよう、社会教育・福祉施設、人権尊重普及をめざす団体・機関等との連携を深め、基礎的学習から深く学ぶ体系的教育・研修等の機会の拡充に努めるとともに、情報の提供にも努め、学習活動を支援します。

また、「差別をなくする強調月間（7月）や「毎月11日は小松島市の『人権の日』」、「人権週間」（12月4日～10日）などの取組の機会を捉え、県や他市町村、人権教育振興協議会、法務局や人権擁護委員等との連携を図りながら、より効果的な啓発の推進に努めます。

本基本計画の取組を市内において幅広く展開し、すべての人が人権尊重の意識を高めていくためには国・県との連携が不可欠であるとともに、民間企業や団体とも連携を図り啓発活動の充実強化に努めます。

（2）企業等への人権啓発

企業等がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、企業内において基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう、一層啓発に努めます。

企業は、社会性・公共性を有しており、社会的責任とともに、さまざまな社会的貢献が求められています。

現在、さまざまな人権問題への取組として、公正採用選考人権啓発推進員が中心となり、社内研修会の実施や人権啓発等を進めているところですが、依然として、職場内ではさまざまな人権に関わる問題を抱えています。企業自身の人権問題への対応はもとより、企業内の人権教育・啓発の取組に対する一層の支援が求められています。

また、生命、安全、環境保全、公害防止等に関する配慮も求められています。

ア 企業内の推進体制の充実

同和問題やさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、企業内人権研修を計画し実施する公正採用選考人権啓発推進員選任企業の増加に努めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員に対する研修の充実を図ります。また、人権研修の方法や体制の確立に向けた助言・指導等を行うため、人権教育指導員による巡回指導の充実にも努めます。

さらに、人権教育振興協議会による企業訪問を積極的に実施し、企業・職域部会未加入企業に対しなお一層働きかけていきます。

イ 企業内人権研修への支援

差別や人権侵害等の解決を図り、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力を持つ企業主等が人権問題について正しく認識、理解することが極めて重要であることから、企業主等への啓発に努めます。

また、公正採用選考人権啓発推進員が行う企業内研修を実施する環境を整備するため、研修内容や手法等の指導、研修教材や情報の提供、講師派遣等の支援に努めます。

さらに、商工関係団体や農林漁業などさまざまな業界関連団体に対し、積極的に人権教育・啓発に取り組むよう適切な助言・指導に努めます。

ウ 就職の機会均等の確保

だれでも自由に自分の適正や能力に応じて職業を選べるという職業選択の自由、すなわち職業の機会均等の確保には、雇用する側が公正な採用選考を行う必要があります。そのため、企業に対し、社会的責任を自覚し、個人の能力と適正に基づく公正な採用を行うための採用選考システムの確立が図られるよう啓発に努めます。

